

# 長岡市インターンシップ・職場実習受入支援金

## 申請要領

新型コロナウイルス感染症に対応した学生インターンシップ・障害者等の職場実習受入する企業を支援します。

長岡市 商工部 産業支援課

## 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じながら、学生向けインターンシップや障害者・就職困難者の職場実習を受け入れている事業者を支援し、雇用機会の拡大を図ることを目的とします。

## 2 支援対象者

### (1) インターンシップ受け入れ

次の(ア)～(エ)のすべてを満たす市内事業者(行政機関等は除きます)が対象となります。

(ア) 市内でインターンシップを実施していること

(イ) 参加学生(大学(大学に置く大学院を含む。)、短期大学、高等専門学校及び専修学校に在籍する満18歳以上の学生)へ、交通費や宿泊費等の費用を負担していること

(ウ) 受け入れに伴い新型コロナウイルス感染症対策を講じていること

(エ) 市税等を滞納していないこと

### (2) 職場実習受け入れ

次の(ア)～(ウ)のすべてを満たす事業者が対象となります

(ア) あっせん機関(※)のあっせんにより、市内在住の実習希望者を1日2時間以上で5日以上職場実習を実施していること

※ あっせん機関とは、障がい者就業・生活支援センター、長岡市立高等総合支援学校、新潟県立長岡聾学校、障害福祉サービス事業所、長岡地域若者サポートステーション等の障害者または若年無業者の支援機関です。

(イ) 受け入れに伴い新型コロナウイルス感染症対策を講じていること

(ウ) 市税等を滞納していないこと

以下の項目に該当する事業者は、支援対象としません。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業及び同条第13項に定める接客業務受託営業を営む個人事業主または法人。
- 長岡市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年長岡市条例第50号)第1号及び第2号に該当する個人事業主または法人

## 3 支援金額

### (1) インターンシップ受け入れ(1人あたり)

■ 受け入れ日数×2,000円(上限額:40,000円)

■ 実施期間が5か月以上の場合は60,000円を加算

【例1】市内の事業者が市内で4日間のインターンシップを実施し、市外在住の大学生に交通費を支払った場合

➔ 支援額:2,000円×4日=8,000円

【例2】市内の事業所が市内で5か月(80日間)のインターンシップを実施し、市内在住の大学生に昼食代を支払った場合

➔ 支援額:2,000円×80日=40,000円(上限額)に60,000円を加算した100,000円

(2) 職場実習受け入れ (1人あたり)

- 1回当たり20,000円
  - 実習者が障害者もしくは就職氷河期世代対象者(※)の場合は10,000円を加算
- ※ 就職氷河期世代対象者とは、昭和46年4月2日(西暦1971年)から昭和61(西暦1986年)年4月1日までに生まれた方です。

【例】市内の事業者が市内で10日間の障害者職場実習を実施した場合

➔ 支援額：20,000円に10,000円を加算した30,000円

4 支援対象期間

下記の期間に受け入れたインターンシップ・職場実習が対象となります。

令和2年8月1日(土)から令和3年2月28日(日)まで

5 申請及び実績報告の期間

令和2年8月17日(月)から令和3年3月12日(金)まで

6 注意点

予算額を超える申請があった場合は、申請期間内であっても受付を終了します。

7 提出書類

(1) インターンシップ受け入れ

<b>支援金申請時</b>
① 長岡市インターンシップ・職場実習受入支援金交付申請書(第1号様式)
② 債権者登録(変更)申請書 <u>※債権者登録済の場合は不要</u>
<b>実績報告時</b>
① 長岡市インターンシップ・職場実習受入支援金実績報告書(第2号様式)
② インターンシップ参加証明書兼領収書
③ 学生証写し等の在学が証明できるもの
<b>交付決定後請求時</b>
長岡市インターンシップ・職場実習受入支援金交付請求書

(2) 職場実習受け入れ

<b>支援金申請時</b>
① 長岡市インターンシップ・職場実習受入支援金交付申請書(第2号様式)
② 債権者登録(変更)申請書 <u>※債権者登録済の場合は不要</u>
<b>実績報告時</b>
① 長岡市インターンシップ・職場実習受入支援金実績報告書(第3号様式)
② 職場実習に係る覚書等の写し
<b>交付決定後請求時</b>
長岡市インターンシップ・職場実習受入支援金交付請求書

8 提出方法

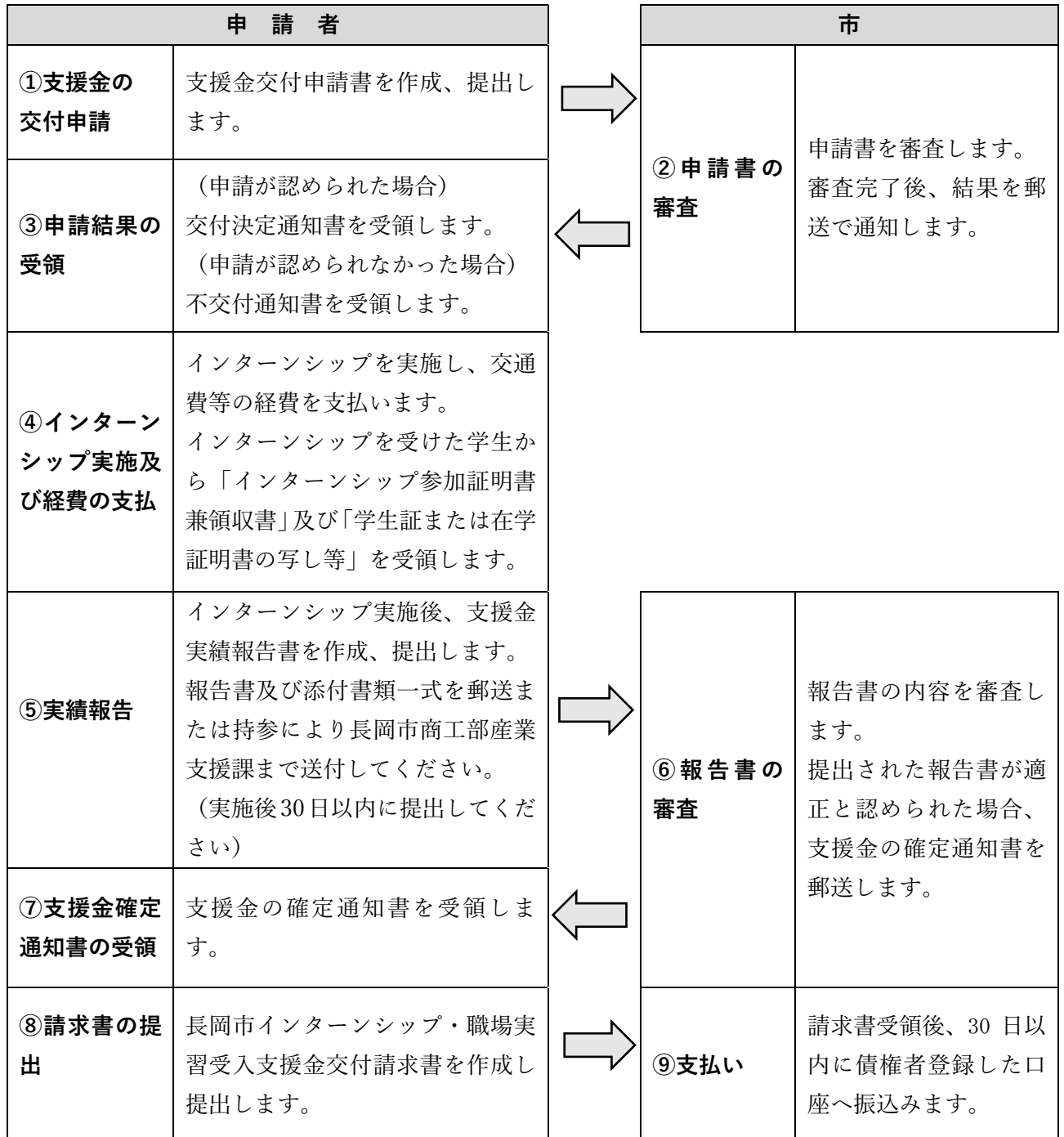
交付申請書のほか定められた添付書類を持参又は郵送により、長岡市商工部産業支援課に提出してください。

※インターンシップ・職場実習の受け入れ前に申請する必要があります。

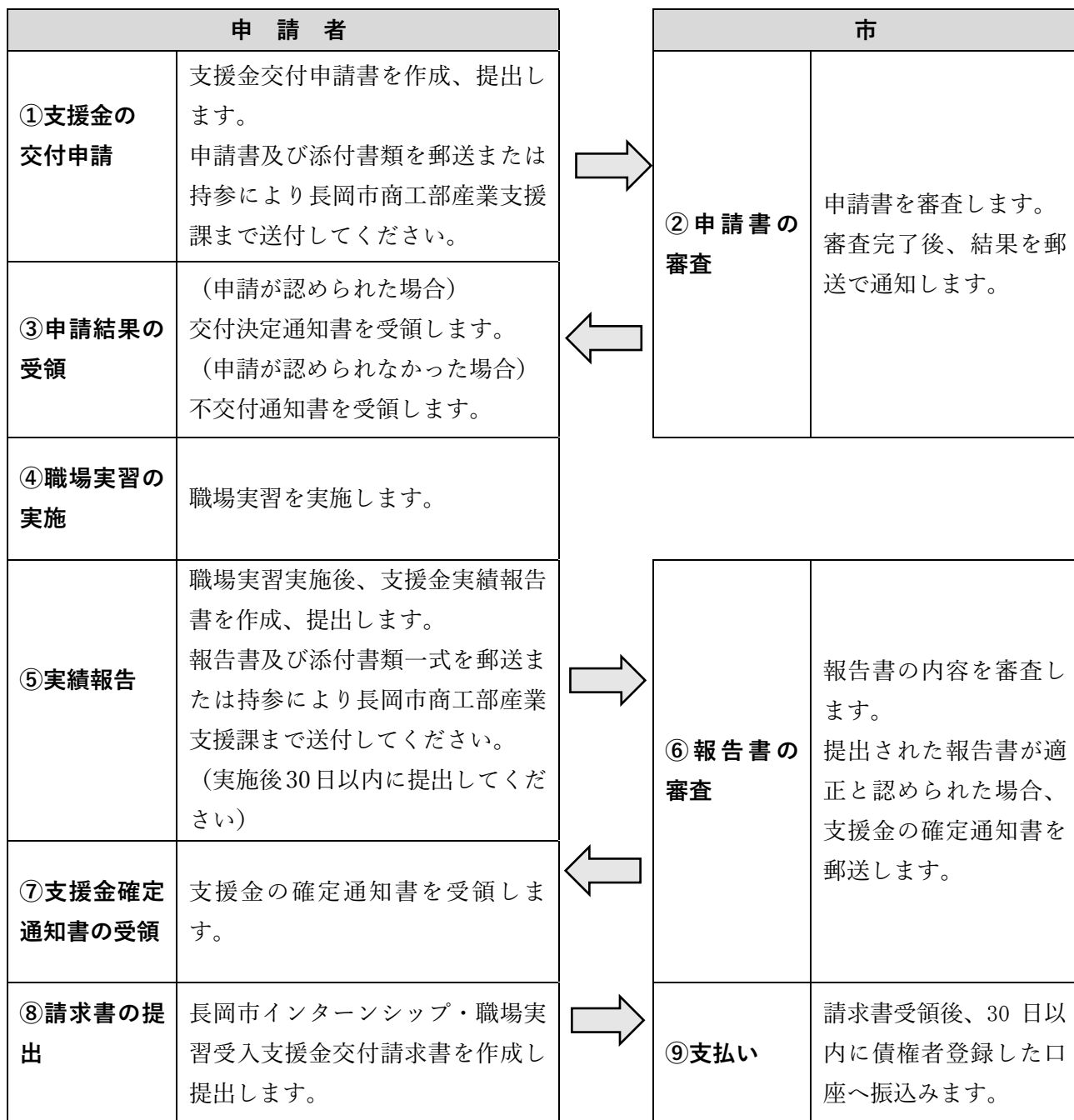
※書類に不備がある場合、申請を受け付けられない場合があります。

9 手続きの流れ

(1) インターンシップ受け入れ



(2) 職場実習受け入れ



## 10 その他

- インターンシップ・実習のいずれも、同一の人の受け入れについての申請は1回限りです。
- 申請後にインターンシップ・職場実習の内容を変更・中止・廃止する場合は市の承認をえてください。
- 交付申請書等の様式は、長岡市ホームページからダウンロードできます。

### <長岡市ホームページ>

- URL <https://www.city.nagaoka.niigata.jp/>
- ③ 様式等のダウンロードページへの進み方  
トップページ > 暮らし・手続き > 新型コロナウイルス > 長岡市インターンシップ・職場実習受入支援金

### <お問い合わせ先・申請書等の提出先>

長岡市 商工部 産業支援課  
〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎6階  
電話：0258-39-2228 / F A X：0258-36-7385 / E-mail：koyou@city.nagaoka.lg.jp